

事業系ごみについてのアンケート 御協力をお願い

平成17年2月

京都市廃棄物減量等推進審議会

《はじめに》

平素は、ごみ処理事業の円滑な運営に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、ごみを排出する事業者の皆様には、ごみ収集運搬業者に処理を依頼したり、クリーンセンター・埋立処分地へごみを持ち込んだりする際、ごみ処理手数料をお支払いいただいておりますが、現在、そうした手数料のあり方について、当審議会で議論を行っているところです。

このたび、議論を進めるうえでの基礎資料を得ることを目的に、ごみを排出する事業者の皆様にはアンケートをお願いすることといたしました。

御多忙中誠に恐縮ではございますが、アンケートの趣旨を御理解いただき、御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、御記入いただきました内容は統計的に処理しますので、個別の事業者名が出るなど皆様に御迷惑をおかけすることはありません。

御不明な点等ございましたら、お手数ですが、次の連絡先までお問合せください。

【連絡先】

京都市廃棄物減量等推進審議会事務局
(京都市環境局環境政策部循環型社会推進課)
担当：井上

(TEL) 075-222-4091

(FAX) 075-213-0453

問1 御社についてお伺いします。

御社名		
所在地		
電話番号		
業種	(最後のページの表から番号を選んでください)	
従業員数		
御記入者	部署	
	お名前	

問2 現在，ごみ減量・リサイクルに向けた取組を行っておられますか？ のいずれかに つけてください。

行っている

【具体的な取組内容を御教示ください】

行っていない

【その理由を御教示ください】

問3 ごみ減量・リサイクルを進めるうえで，どのようなことが必要であるとお考えですか？最も重要と思われる項目1つに つけてください。

- ごみ減量・リサイクルを進めている事業者への優遇措置（優先取引など）
- ごみ減量・リサイクルを進めればごみ処理経費が軽減されるような仕組み
- リサイクルの受皿整備
- その他

【具体的内容を御教示ください】

問4 ~ のごみ種については，京都市内及び市周辺にリサイクルの受け皿があります。これに関連して，御社で出ているごみ種の量と処理方法を御教示ください（出していないごみ種のところは，空欄のままで結構です。）

	おおよその月当たりリサイクル量 (単位選択のうえ御記入ください)	おおよその月当たりのごみとしての排出量 (リサイクル以外の量) (単位選択のうえ御記入ください)
生ごみ	kg ・ リットル ・ 袋	kg ・ リットル ・ 袋
魚アラ	kg ・ リットル ・ 袋	kg ・ リットル ・ 袋
古紙類	kg ・ リットル ・ 袋	kg ・ リットル ・ 袋
秘密書類	kg ・ リットル ・ 袋	kg ・ リットル ・ 袋
木くず	kg ・ リットル ・ 袋	kg ・ リットル ・ 袋
剪定枝	kg ・ リットル ・ 袋	kg ・ リットル ・ 袋

混合してごみとして出されている場合は， の欄にお書きください。

その他，リサイクルしているもの	(品目：) kg ・ リットル ・ 袋	
その他，ごみとして排出しているもの		kg ・ リットル ・ 袋
総ごみ量 (~ の合計)	kg ・ リットル ・ 袋	kg ・ リットル ・ 袋

問5 リサイクルしているもの以外のごみ(ここでは「一般廃棄物」のみを指します。)は、どのように処理されていますか?次の項目番号のうち1つに をつけてください。

収集運搬許可業者と契約を行っている

(業者名: 収集頻度: 回/週)

テナントビルに入っており、その管理者と契約を行っている

(この後、問8に進んでください)

【ビル管理費・共益費のうちごみ処理費用がいくらか算出できる場合は、金額を御教示ください】

円/月・年

自社処理を行っている(この後、問8に進んでください)

【具体的内容を御教示ください】

その他(この後、問8に進んでください)

【具体的内容を御教示ください】

問6 問5で を選んだ方にお伺いします。

毎回のごみ排出量を把握しておられますか?次の項目番号のうち1つに をつけてください。

計量等により自ら把握している

【1回当たりのおおよその排出量を、単位選択のうえ御教示ください】

() リットル・kg・袋/回

収集運搬許可業者に問い合わせ把握している

【1回当たりのおおよその排出量を、単位選択のうえ御教示ください】

() リットル・kg・袋/回

把握していない

【その理由を御教示ください】

問7 問5で を選んだ方にお伺いします。

(1) 現在、収集運搬許可業者との契約料金はどのように取り決めておられますか？

次の項目番号のうち1つに をつけてください。

リットルベースで算出している(月当たり金額: 円)

重量ベースで算出している(月当たり金額: 円)

袋数ベースで算出している(月当たり金額: 円)

その他

【具体的内容を御教示ください】

(月当たり金額: 円)

(2) 過去4年間で、収集運搬許可業者との契約料金の額は変わりましたか？次の項目番号のうち1つに をつけてください。

かなり高くなった 高くなった 変わらない

安くなった かなり安くなった

【なぜそうなったとお考えか御教示ください】

(3) 現在、収集運搬許可業者に支払っている契約料金について、どのようにお考えですか？次の項目番号のうち1つに をつけてください。

高い 適当 安い

【項目を選ばれた理由を御教示ください】

(4) 収集運搬許可業者が、御社の支払われた契約料金の中から、京都市にクリーンセンターへの搬入手数料を支払っていることを御存知でしたか？

知っていた 知らなかった

問 8 収集運搬許可業者は、ごみの排出事業者により支払われた契約料金の中から、京都市にクリーンセンターへの搬入手数料を支払っていますが、これには一定の減免措置が取られています。

《搬入手数料の減免措置とは》

昭和 3 8 年頃、それまで無料だった清掃工場（現在のクリーンセンター）へのごみの搬入が有料とされたとき、京都市は、収集運搬許可業者の

- ・公共性：行政の代行的役割を果たしている
- ・特殊性：収集作業が天候にかかわらず 2 4 時間 3 6 5 日体制であり、作業時間帯も主として深夜・早朝である

などの点から、収集運搬許可業者から徴収する搬入手数料については、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第 3 8 条に基づいて一定の減免（手数料の割引）を行ってきました。

当審議会では、この措置が、これまでごみ処理事業の円滑な運営と公衆衛生確保のために一定の意義を持つものであったと考えておりますが、その反面、この措置があるために収集運搬許可業者と排出事業者との契約料金が安く抑えられ、

- ・ごみ減量・リサイクルに向けた取組が促されにくい
- ・クリーンセンターでのごみ処理費用に応じた適正な費用負担が進みにくい

などの課題が生じていることから、循環型社会の構築に向けた動きが加速し、またごみの「排出者責任」が叫ばれている最近の社会的な流れの中で見直しを行うべきと考えております。

（ 1 ） こうした措置が取られていることを御存知でしたか？

知っていた 知らなかった

（ 2 ） この減免措置について、どのようにお考えですか？ 次の項目番号のうち 1 つにをつけてください。

現行のまま残すべき

段階を踏みながら徐々に見直しを行うべき

ただちに見直しを行うべき

【項目を選ばれた理由を御教示ください】

問9 昨今、地球温暖化やエネルギー・資源消費、ごみなどの環境問題が地球規模で取り上げられていますが、これに関連して御社のお考えを何点かお伺いします。お考えに最も近い項目に をつけてください。

(1) 環境問題改善のためなら、そのコストを自分たち事業者が負担してもよい。
(はい ・ いいえ ・ どちらとも言えない)

(2) 事業の進め方を、環境によりやさしいものへと見直すことはいとわない。
(はい ・ いいえ ・ どちらとも言えない)

(3) 地球環境よりも、当面の経営状態の方が大切である。
(はい ・ いいえ ・ どちらとも言えない)

問10 ごみの処理に関して御意見等ございましたら、御自由にお書きください。

《アンケートは以上です。御協力ありがとうございました。》

業種表(問1関連)

問1の「業種」の欄には、次の表のうち当てはまる業種の番号を御記入ください。

番号	業種	具体例
1	事務所	弁護士や会計士等の事務所など。
2	飲食店	食堂, レストラン, 喫茶店, ファーストフード店, バー, スナックなど。 (宅配ピザなど製造のみの所は, 3。)
3	土木・製造業	土木・建築業, とび職, 伝統工芸, 出版・印刷業, 各種製造業など。 (製造したものをその場で売っている所は, 6。)
4	電気・ガス・水道業	電力会社, ガス会社, 水道工事業など。
5	運輸・通信業	鉄道業(駅), 運送業, 倉庫業, 郵便業, 電信電話業など。(旅行代理店は, 8。)
6	卸・小売業	百貨店, 市場, スーパー, コンビニエンスストア, ガソリンスタンド, 自動車販売など。 (店舗の中で飲食できるパン屋等は, 2。)
7	金融・不動産業	銀行, 証券, 保険, 不動産, 質屋, クレジット会社など。
8	サービス業	娯楽業, 洗濯業, 理美容業, 浴場業, ホール, 宗教など。
9	医療業	病院, 診療所, 助産所, あんま・はりなど。 (動物病院は, 8。)
10	ホテル・旅館	ホテル, 旅館, 民宿, 会社・共済組合等の宿泊所など。
11	教育施設	幼稚園, 学校, 専門学校, 予備校など。 (保育所は, 8。)
12	住宅	アパート, マンション, 寮など。
13	その他	上記分類に属さないもの。